

# 6月は「就職差別撤廃月間」です！

《しない させない 就職差別》

～働くのは私！私自身を見てください～

「就職」は一人の人間にとって、生活の安定や社会参加を通じて自己実現を図るために、極めて重要な意義を持ちます。憲法で「職業選択の自由」が基本的人権の一つとして規定され、「就職の機会均等」が保障されているのも、この趣旨に基づくからです。

「就職の機会均等」を実現するためには、採用する側である企業が応募者の基本的人権を尊重し、応募者の適性や能力のみを選考基準とする「[公正な採用選考](#)」を行うことが不可欠です。

そこで、大阪労働局では、従来から大阪府と連携・協力し、企業に対して、「公正な採用選考」が実施されるよう、就職差別撤廃に向けた各種施策を積極的に展開しています。

また、昨年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、『本籍』や『出生地』をはじめとした「本人に責任のない事項」や「本来自由であるべき事項」を把握しないよう、一層取り組んでいるところです。

しかしながら、今なお、『家族』や『尊敬する人物』など応募者の適性や能力に関係のない事柄について、企業が選考時に質問や確認をするなど、「公正な採用選考」に反するおそれのある事象が見受けられる状況にあります。

このような現状を踏まえ、大阪労働局は、「公正な採用選考」を更に推進する観点から、大阪府が実施する「就職差別撤廃月間」事業に協力し、すべての企業、すべての職場から就職差別の撤廃を図るため、街頭キャンペーンや大阪府が実施する「就職差別110番」など、企業だけでなく求職者をはじめとした府民の皆さまへの啓発活動を集中的に展開しています。

## ★就職差別110番（大阪府が実施）

内容：就職差別についての相談

- ①電話による相談 期 間：平成29年6月14日（水）～16日（金）  
受付時間：午前10時～午後6時  
電話番号：06-6210-9518
- ②Eメールによる相談 期 間：6月中随時  
Eメール：[rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp)

★「就職差別撤廃月間」のご案内は、[こちら](#)（大阪府のサイトにリンク）

★「就職差別撤廃月間」に関するお問い合わせ

大阪府商工労働部雇用推進室

電話番号：06-6941-0351（内線6761）

大阪労働局は、この月間事業に積極的に連携・協力しています。  
大阪労働局の「公正な採用選考」に関するページは、[こちら](#)